

法 哲 学  
( Philosophy of Law )

3 学期 土曜 6 時限

授業時間：75 分×10 回

単 位 数：1 単位

履修年次：1 年次

担当教員：大塚 滋

研 究 室：

授業の到達目標：

この授業は、まず、客観的かつ健全な法的世界観から常に自らの法的な実践活動を冷静に検証することのできる能力を涵養することを目的としています。そして、法哲学における最大のテーマの一つである「正義(Justice)」という語が、裁判官や司法そのものをも意味しているように、実務法律家の法的な実践活動は、正義の理念との不断の対質が不可欠ですが、この授業は、その対質を通じて、志操と思想の堅固な法曹の育成を目指しています。

授業概要：

この授業においては、まず、すべての法哲学上の論争の基底にあるとあってよい二つの法学的世界観である自然法論と法実証主義の根本的な対立点を明らかにすることを通じて、法曹として法的現象に対するスタンスの取り方を考えます。その上で次に、法規範、法秩序、法的権利・法的義務といった最も基本的な法概念を捉え直していきます。さらに、その成果を踏まえつつ、正義と道徳といった、法と密接な関係にあるとされてきた価値や規範との接点の問題を皆さんと考えていきたいと思えます。

評価方法：

筆記試験：60%

課題レポート（計2題）：20%

平常点（授業への出席，授業での発言等）：20%

教科書：

なし。毎講義時にレジュメ・資料を配付する。

参考書：

平野仁彦・亀本洋・服部高広『法哲学』（有斐閣，2002年）

中山竜一『二十世紀の法思想』（岩波書店，2000年）

深田三徳、濱真一郎『よくわかる法哲学・法思想』（ミネルヴァ書房，2007年）

他の参考書は講義中に指示する。

授業計画：

## 第1回 ガイダンス／自然法論と法実証主義

まず、授業の進め方、評価方法などを説明します。

その次に、授業の大前提となる「視点」の問題の重要性を確認してもらいます。具体的には、法哲学的諸問題を考察する際にほとんど常に登場する「自然法論的思考スタイル」と「自然法論的思考スタイル」の本質的特徴がどのようなものか、両者がどこで決定的に対立しているか、を示します。

## 第2回 法規範論

「法は規範である」これを疑う人はほとんどいないでしょう。「しかし、どうしてそう言えるのか」その理由をきちんと説明できる人もほとんどいないでしょう。皆さんとその理由を考えてみたいと思います。法「哲学」とは、このようにひとまず常識を疑い、それにもかかわらず、自らもその検証を試みる学問なのです。その試みの結果、法的世界の姿も見えてくるはずです。

## 第3～4回 法秩序論：強制秩序論／法的妥当性論

その法的世界のどこに「視点」を置くかによって、法秩序は全く違って見えます。法秩序は決して一つではないのです。一つは法的機関の視点から見える「静態的な」法秩序で、もう一つは国民の視点から見える「動態的な」法秩序です。前者は「強制」という契機でつながっており、後者は「授權」という契機でつながっています。妥当性という概念はこの後者の法秩序に関してのみ問題にすることができるのです。

## 第5回 法的権利論

「私には、～する法的権利がある」とは、正確に言ってどのような事態のことでしょうか？これも簡単のようで、難しい問題です。いくつかの権利論を参照しながら、最も問題だと思われる自然権としての「基本的人権」の正体も見極めてみましょう。

## 第6回 法的義務論

では、「あなたには、～する法的義務がある」とは、正確に言ってどのような事態のことなのでしょうか？言い換えれば、「法が私たちを義務づける」とは、一体どのような事態なのでしょう？これもなかなか厄介な問題です。自然法論的思考と法実証主義的思考の対立がきわめて鮮明に見える問題です。

## 第7回 司法と正義①：古代の正義

「正義は法の理念である」とするのが常識ですが、元々そうだったのでしょうか。少なくともアリストテレス以前においてはそうではなかったようです。ギリシャやローマの女神が象徴するもの、ソクラテスの説いた正義などを概観してみましょう。

## 第8回 司法と正義②：現代の正義論 J.ロールズ

長い正義論の低迷を破って、まさに法の上位にある正義を呼び戻したのがアメリカの哲学者J.ロールズでした。ただ彼は、社会契約論や厚生経済学、ゲーム理論などのアイデアを動員することで、かなり変わった演出で正義を唱えました。この正義にどれほどの新奇性があるものか、確かめてみましょう。

## 第9回 法的規制と道徳的規律①：「法と道徳」関係論

法の内容が道徳的であるのかないのか、重なりがあるのかないのか、という問いとは別に、法は道徳的であるべきか否か、道徳的であってはならないのか、そうであってもよいのか、と

いう問いも法哲学の重要な問いである。売春や同性愛の禁止の是非を巡る「ハート・デヴリン論争」を手がかりに考えてみましょう。

#### 第10回 法的規制と道徳的規律②：悪法論

自然法論は長い間、法実証主義に対して「悪法をも法だと言うのか？」という問いを浴びせ続けてきたが、果たしてこの問いは学問的に成り立つのだろうか。この授業の最後に、皆さんと考えてみたいと思います。ドイツの有名な法哲学者である G.ラートブルフは、ナチスドイツが敗北した直後、ナチ時代の法はすべて法ではなかった、といった趣旨の発言をしましたが、これはまさに超実定法的で確実な価値や道徳の存在を認める自然法論的な思考方法に基づいています。この発言を例に考えてみましょう。

以上